

第375回矢板市議会臨時会

議 案 書

令和4年3月

矢 板 市

第 3 7 5 回矢板市議会臨時会提出議案

議案第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 4 号）・・・P 1

議案第 2 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正につ
いて・・・P 2

議案第 3 号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について・・・P 5

議案第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 4 号）

（以上別冊）

議案第 2 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 3 月 3 0 日 提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、<u>基準日現在</u>（退職し、又は死亡した市長等にあつては、<u>退職し、又は死亡した日現在</u>）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、<u>基準日現在</u>（退職し、又は死亡した市長等にあつては、<u>退職し、又は死亡した日現在</u>）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 167.5 分の 10 を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(市規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第 3 号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 3 月 3 0 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給の基準)</p> <p>第4条 市長は、<u>前条</u>の規定に基づく分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2～10 略</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第4条 市長は、<u>第3条の2</u>の規定に基づく分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2～10 略</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が</p>

<p>6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>
--	---

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第19条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び矢板市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第19条第4項から第6項まで（矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号）第17条の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)若しくは第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年矢板市条例第25号)第4条又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成5年矢板市条例第12号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。) 107.5分の15

ウ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(市規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。